

ナショナル・レジリエンス

# 国土強靱化 進めよう！

強くて、しなやかなニッポンへ



国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災の取組みは、  
国家のリスクマネジメントであり、強くてしなやかな国をつくること。  
また、ニッポンの産業競争力の強化であり、安心・安全な生活づくりであり、  
それを支えるひとの力をつくることです。国民の命と財産を守ります。



内閣官房 国土強靱化推進室  
国土強靱化ホームページ [http://www.sou.go.jp/qr/realms/kyokushiki\\_kyosai/kyosei/kyosei.html](http://www.sou.go.jp/qr/realms/kyokushiki_kyosai/kyosei/kyosei.html)

国土強靱化  
NATIONAL RESILIENCE  
強くて、しなやかなニッポンへ

強くて、  
しなやかな  
ニッポンへ

# 強国 強靱化土

NATIONAL  
RESILIENCE

## 国土強靱化に関する最近の取組み

内閣官房国土強靱化推進室

山本 泰司

令和2年2月

1. 国土強靱化とは ～その意義～
2. 国土強靱化に関する制度・予算の概要
3. 多様な取組による国土強靱化
4. 自治体の取組（国土強靱化地域計画）

# 過去の大災害の教訓

○我が国の防災・減災対策は、過去の大災害を教訓を踏まえて、防災から減災、そして国土強靱化へと深化。

## 伊勢湾台風(1959年)

多数の死者・行方不明



伊勢湾台風の被害状況  
(写真提供：愛知県)

「災害対策基本法」制定  
「防災計画」の策定

⇒「**防災**」概念の明確化

## 阪神・淡路大震災(1995年)

建築物・高架橋等の倒壊  
市街地延焼火災の発生



阪神高速道路の高架橋の倒壊  
(写真提供：神戸市)

耐震化・密集市街地対策  
自助・共助の大切さ

⇒「**減災**」の推進

## 東日本大震災(2011年)

大規模津波による被害  
帰宅困難者の発生



消防局職員と消防団員による  
行方不明者の捜索活動  
(写真提供：仙台市)

平時から総合的な対策  
防災教育などソフト対策の重要性

⇒「**国土強靱化**」の取組

|       |           |           |           |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 死者    | 4, 697人   | 6, 434人   | 19, 533人  |
| 行方不明者 | 401人      | 3人        | 2, 585人   |
| 負傷者   | 38, 921人  | 43, 792人  | 6, 230人   |
| 全半壊家屋 | 153, 890棟 | 249, 180棟 | 401, 928棟 |
| 被害額   | 約0.5兆円    | 約10兆円     | 約17兆円     |

# 近年の主な自然災害(平成26年～令和元年)

## ○「天災は忘れた頃にやって来る」(寺田寅彦)というのは今や昔

※情報は令和元年11月18日時点

### ① H26.8.19からの大雨

人的被害：死者76人  
※関連死等を含む  
住家被害：全壊179棟、半壊217棟  
主な被災地：広島県広島市  
発生期間：H26.8.19～

### 平成26年以降に発生した主な災害

### ② H26御嶽山噴火

人的被害：死者・行方不明者63人  
主な被災地：長野県・岐阜県  
発生期間：H26.9.27

### ④ H27関東・東北豪雨

人的被害：死者8人  
住家被害：全壊80棟、半壊7,022棟  
主な被災地：関東地方、東北地方  
発生期間：H27.9.7～9.11

### ⑤ H28熊本地震

人的被害：死者273人  
※関連死等を含む  
住家被害：全壊8,667棟、  
半壊34,719棟  
主な被災地：熊本県、大分県  
発生期間：H28.4.14・4.16

### ⑦ H29九州北部豪雨

人的被害：死者42人  
住家被害：全壊325棟、半壊1,109棟  
主な被災地：福岡県  
発生期間：H29.6.30～7.10

### ③ H26長野県北部を震源とする地震

人的被害：重傷者10人  
住家被害：全壊50棟、半壊92棟  
主な被災地：長野県  
発生期間：H26.11.22

### ⑥ H28台風第10号

人的被害：死者・行方不明者27人  
住家被害：全壊502棟、  
半壊2,372棟  
主な被災地：北海道、東北地方  
発生期間：H28.8.28～8.31

### ⑧ H30年7月豪雨

人的被害：死者237人  
住家被害：全壊6,767棟、  
半壊11,243棟  
主な被災地：東海地方、近畿地方、  
中国地方、四国地方  
発生期間：H30.6.28～7.8

### ⑨ H30台風第21号

人的被害：死者14人  
住家被害：全壊26棟、  
半壊189棟  
主な被災地：東海地方、  
近畿地方  
発生期間：H30.9.3～9.5

### ⑩ H30北海道胆振東部地震

人的被害：死者42人  
住家被害：全壊462棟、半壊1,570棟  
主な被災地：北海道  
発生期間：H30.9.6

### ⑪ R1年8月の前線による大雨

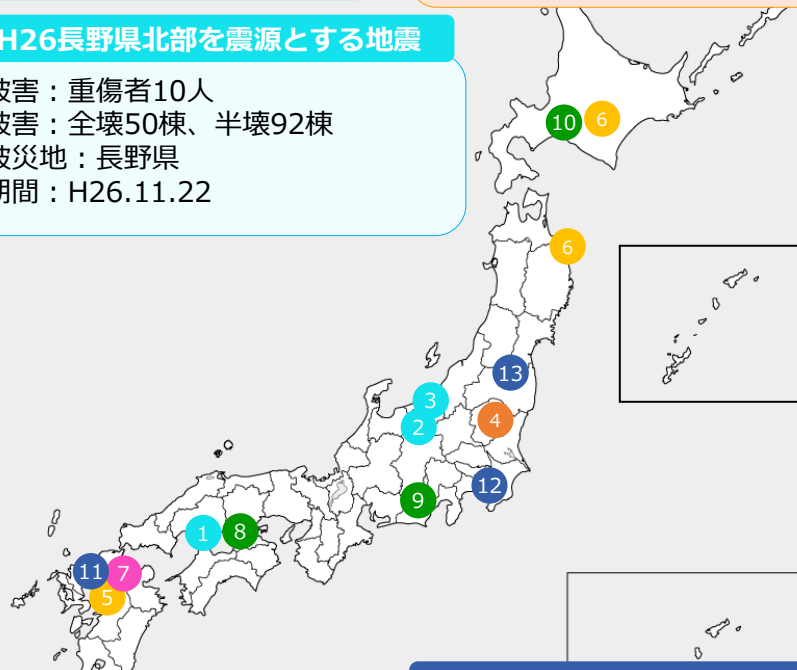
人的被害：死者4人  
住家被害：全壊87棟、半壊110棟  
主な被災地：佐賀県、福岡県  
発生期間：R1.8.26～8.29

### ⑫ R1台風第15号

人的被害：死者1人  
住家被害：全壊219棟、半壊2,126棟  
主な被災地：千葉県、神奈川県  
発生期間：R1.9.7～9.9

### ⑬ R1台風第19号等※

人的被害：死者98人  
住家被害：全壊2,240棟、  
半壊13,012棟  
主な被災地：東北地方、  
関東甲信越地方、東海地方  
発生期間：R1.10.10～10.13、  
10.24～10.26  
※低気圧による大雨の被害を含む



# 近い将来に未曾有の大災害の恐れ

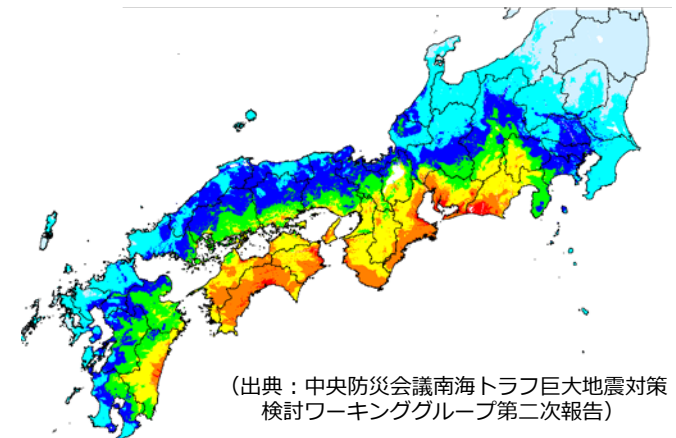
○南海トラフ巨大地震・首都直下地震の発生確率は今後30年以内に70~80%

## 大規模自然災害による被害（推計）

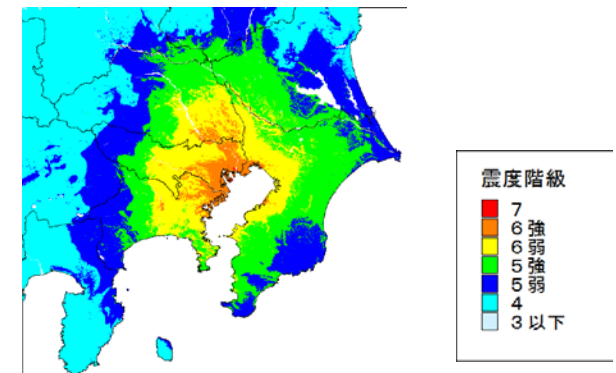
|                          | 東日本大震災<br>(2011年) | 南海トラフ<br>巨大地震        | 首都直下<br>地震          |
|--------------------------|-------------------|----------------------|---------------------|
| 人的被害<br>(死者)             | 約1.9万人            | 最大<br><b>約32.3万人</b> | 最大<br><b>約2.3万人</b> |
| 資産等の<br>直接被害             | 約17兆円             | <b>約170兆円</b>        | <b>約47兆円</b>        |
| 生産・サービス低下<br>による被害を含めた場合 |                   | 約214兆円               | 約95兆円               |

(内閣府（防災担当）資料を基に作成)

## 南海トラフ巨大地震震度分布 (陸側ケース)



## 首都直下地震震度分布 (都心南部直下地震 (M7.3) )

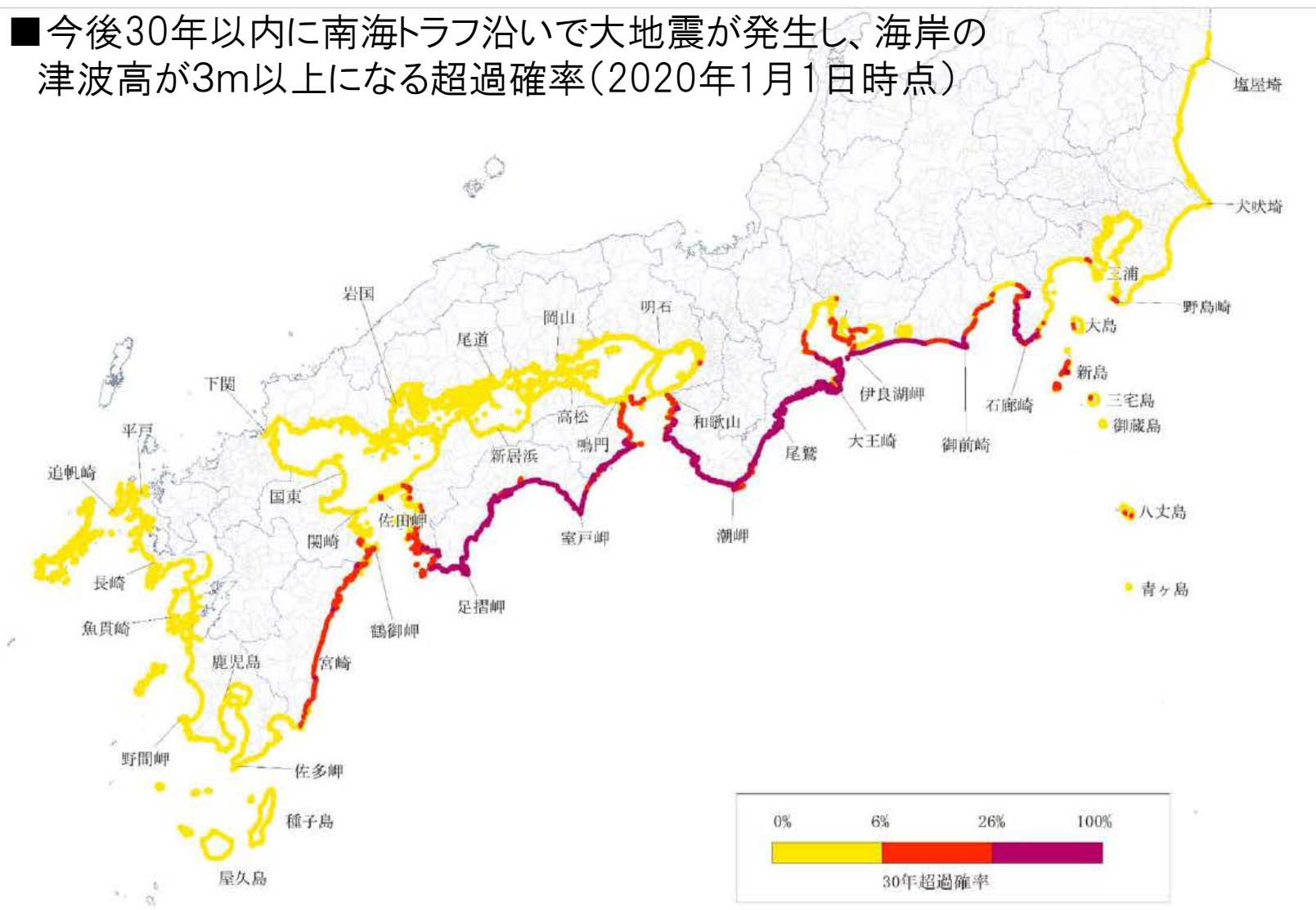


(出典：中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告)

# 南海トラフ巨大地震による津波の確率

○太平洋沿岸の広い範囲において、海岸の津波高が3m以上になる確率が高い

■今後30年以内に南海トラフ沿いで大地震が発生し、海岸の津波高が3m以上になる超過確率(2020年1月1日時点)



※沿岸の津波高  
3m以上が住  
家流出、全壊  
が生じる目安  
(気象庁)

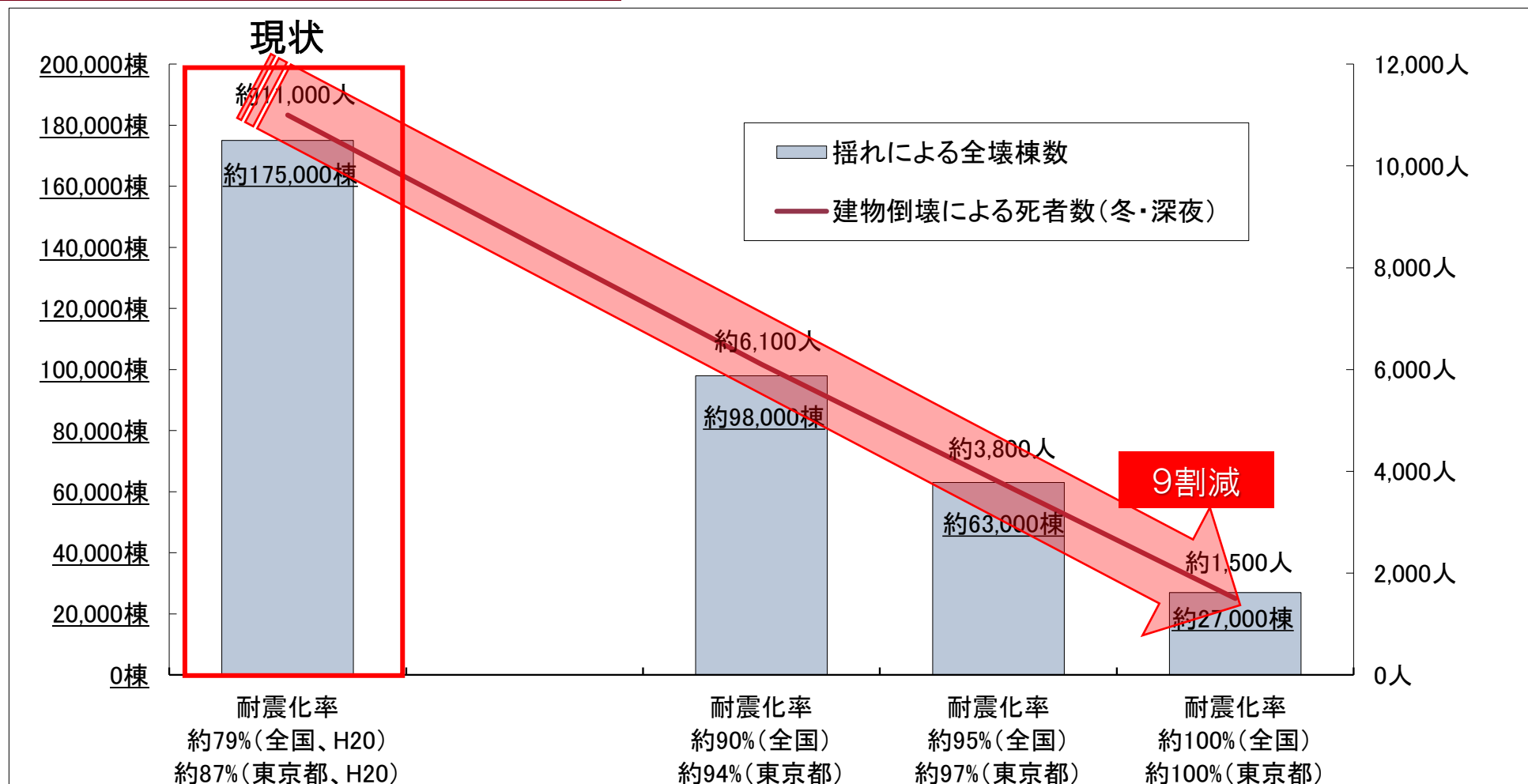


# 事前防災の重要性と効果①

○ 事前に適切な防災対策を行うことにより、被害は激減

## 首都直下地震被害の軽減効果

(耐震化率100% ⇒ 全壊棟数・死者数約9割減)



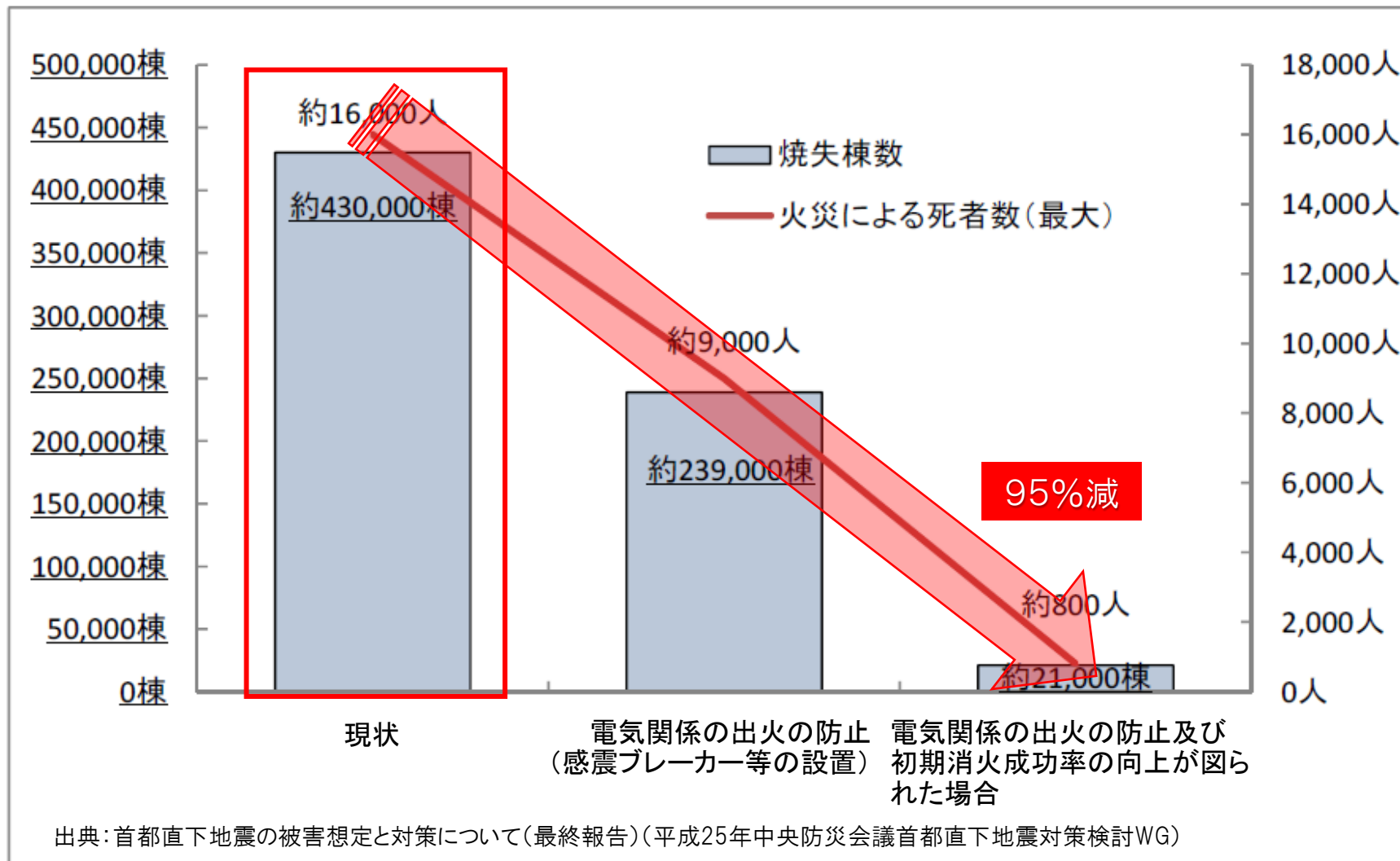
出典：首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)(平成25年中央防災会議首都直下地震対策検討WG)

# 事前防災の重要性と効果②

○ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせにより、被害はより軽減

首都直下地震被害の軽減効果

出火防止対策の強化 ⇒ 全焼失棟数・死者数**95%減**



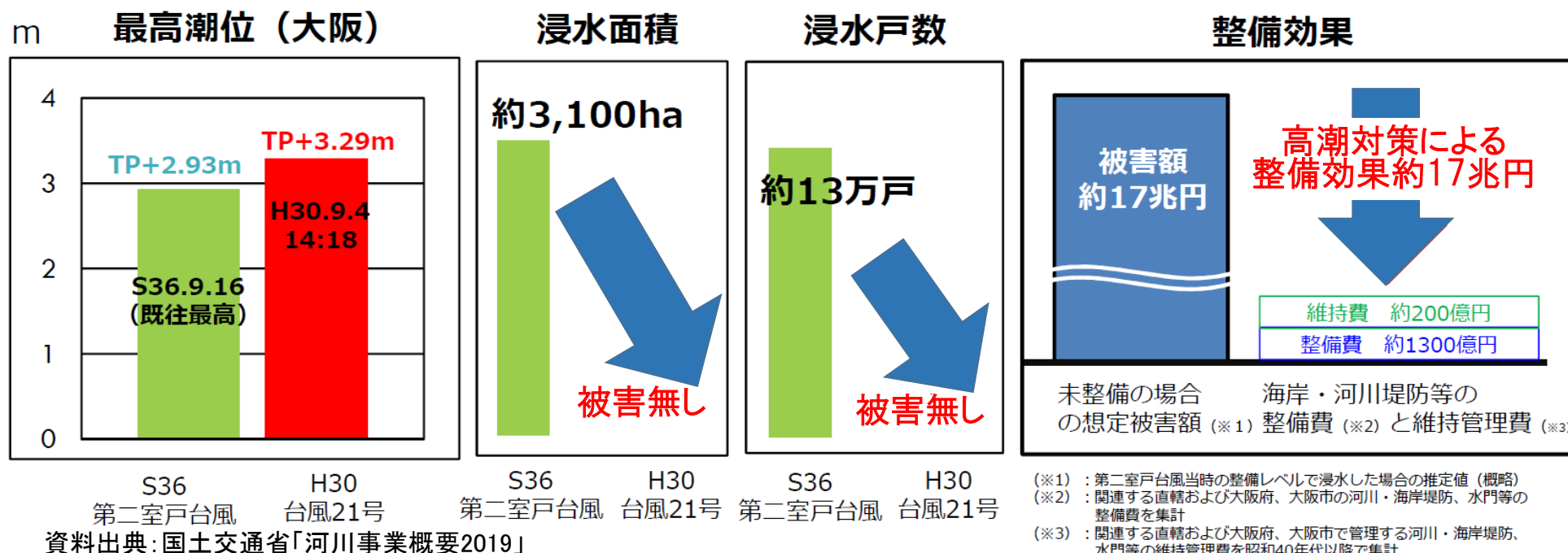
## ○平成30年台風第21号では、着実な高潮対策により、既往最高潮位でも浸水被害を防止。

- ・平成30年台風第21号で、大阪港では第二室戸台風(昭和36年)を上回る既往最高の潮位を記録。
- ・第二室戸台風では約13万戸が浸水。その後の**海岸・河川堤防、水門の整備(約1,300億円)**や**適切な維持管理(約200億円)**により、市街地の高潮浸水を完全に防止。
- ・被害防止の効果は、**約17兆円**と推定。

既往最高潮位を約40cm上回る潮位を記録



これまで進めてきた大阪湾の高潮対策により、浸水被害を防止！！

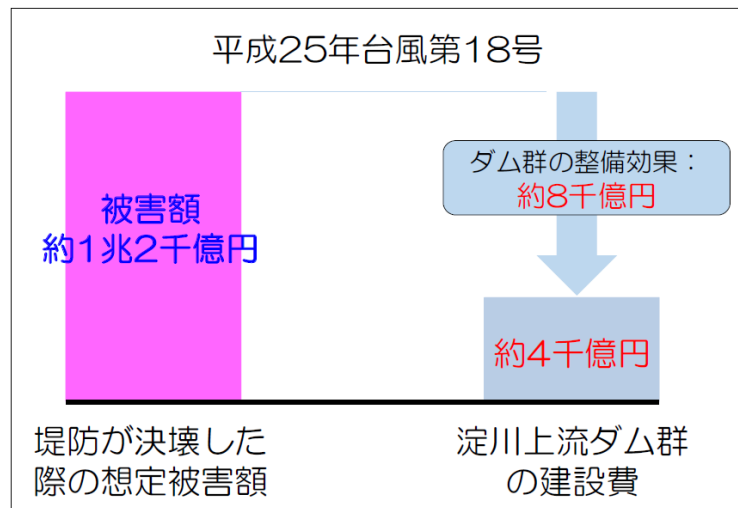


## ●主な施設の操作状況

# 事前防災の効果 事例②

○平成25年台風第18号の豪雨では、淀川上流のダム群の洪水調節と水防活動により、**堤防の決壊を回避**。

- ・仮に、ダム等の効果が無ければ、堤防が決壊していた可能性が高く、その場合**約1兆2,000億円**の被害が発生していたと想定。
- ・淀川上流のダム群の建設費は、総額**約4,000億円**。





- 大災害の都度、長期間かけて復旧・復興を図るという「事後対応」の繰り返しを避け、**平時から大規模自然災害に対する備え**を行うことが重要。
- 最悪の事態**を念頭に置き、**国土政策・産業政策も含めた総合的な対応**を「**国家百年の大計**」として行っていく必要。



## 国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）とは

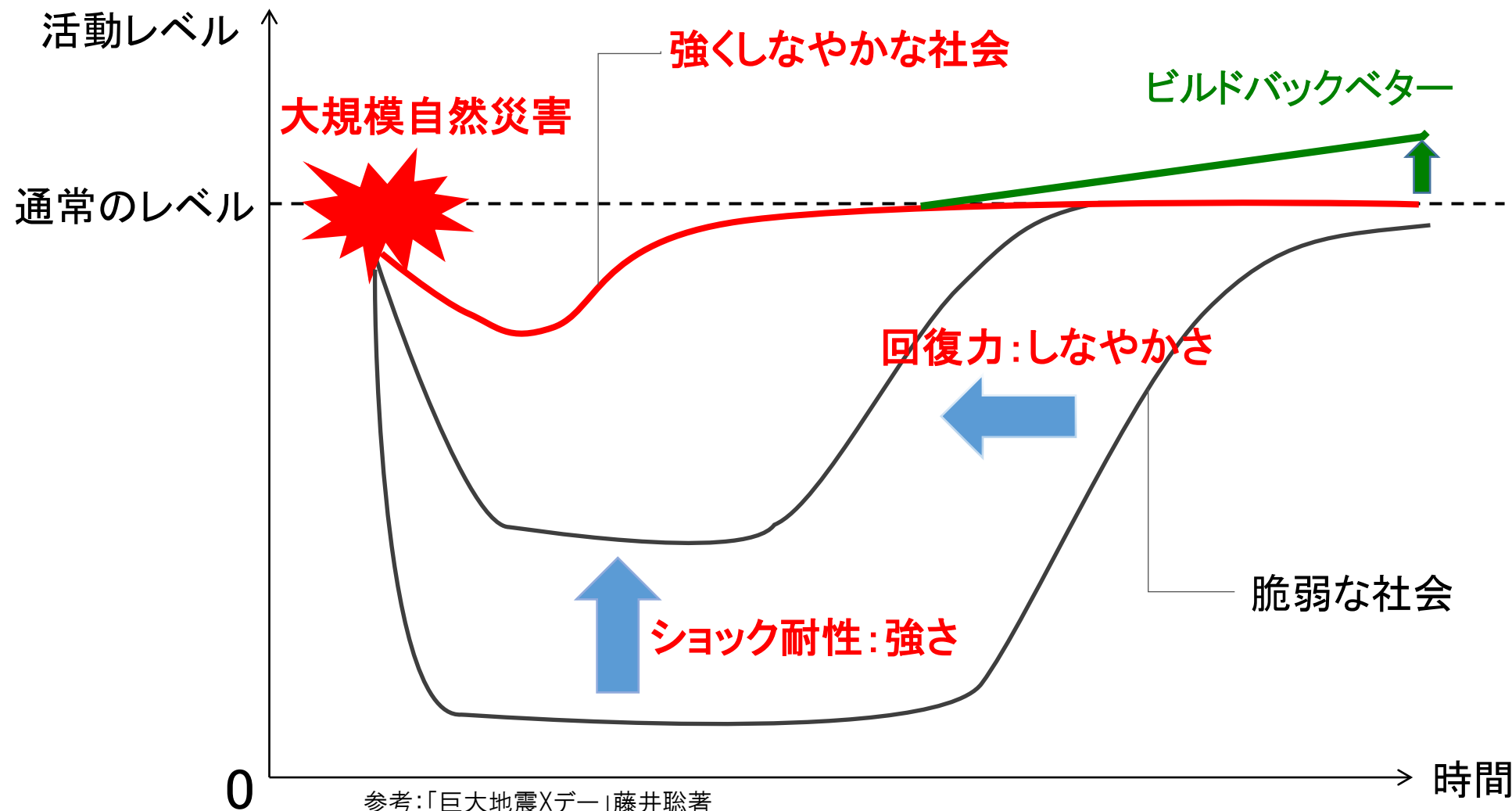
いかなる自然災害が発生しようとも、

- ①**人命の保護が最大限図られること**
- ②国家及び社会の**重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること**
- ③国民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化**
- ④**迅速な復旧・復興**

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築すること

# 「国土強靱化」とは(強靱な社会のイメージ)

○大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築

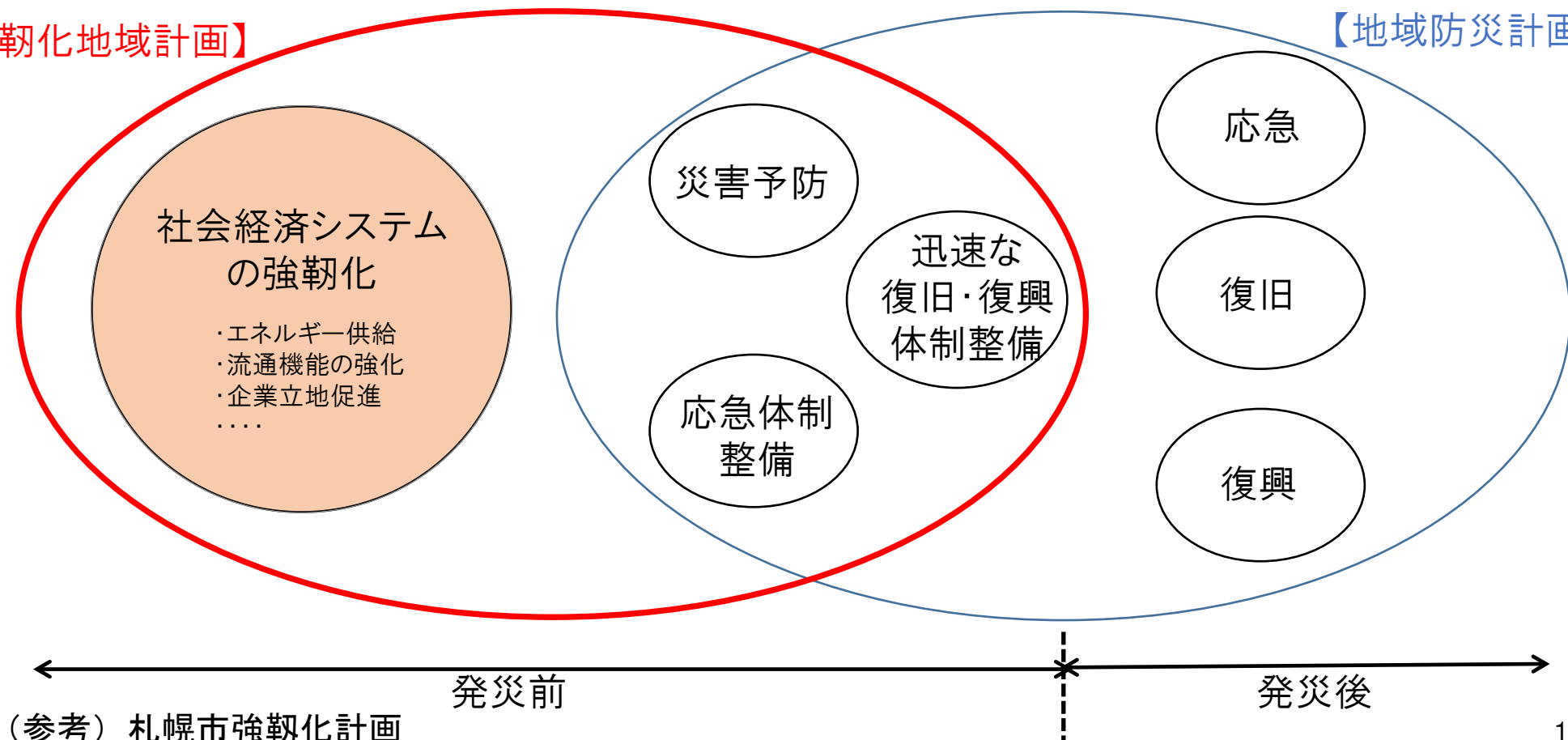


# 地域防災計画との比較

|          | 国土強靱化地域計画            | 地域防災計画  |
|----------|----------------------|---------|
| 検討アプローチ  | 地域で想定される自然災害全般       | 災害の種類ごと |
| 主な対象フェーズ | 発災前                  | 発災時・発災後 |
| 施策の設定方法  | 脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策 | —       |
| 施策の重点化   | ○                    | —       |

【強靱化地域計画】

【地域防災計画】



## <目次>

1. 国土強靱化とは ～その意義～
2. 国土強靱化に関する制度・予算の概要
3. 多様な取組による国土強靱化
4. 自治体の取組(国土強靱化地域計画)



### □目的、基本理念

- ・大規模自然災害等に備えるには、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であり、国際競争力向上に資する

### □基本方針

- 1 大規模自然災害等に際して人命の保護が最大限図られる
- 2 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興 等

### □施策の策定及び実施の方針

- ・国土政策・産業政策を含めた対応  
～ハード・ソフトを適切に組合せ／平時にも非常時にも有効活用／民間の取組を促進等～

### □基本計画・脆弱性評価

- ・国土強靱化に係る指針として基本計画を定め、国土強靱化に関しては、国の他の計画は本計画を基本とする（＝アンブレラ計画）
- ・計画の策定に先立ち、脆弱性に関する評価を実施し、その結果の検証を行うとともに、地方公共団体等の意見も聴取

### □国土強靱化推進本部

- ・全閣僚により構成
- ・本部長：総理大臣  
副本部長：官房長官、国土強靱化担当大臣、国土交通大臣
- ・脆弱性評価指針の決定、国土強靱化基本計画の案の作成（→計画は閣議決定）

### □地方公共団体

- ・国土強靱化地域計画の策定

## 国土強靱化基本法

### 国土強靱化基本計画

- 国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(義務)
- その他の国土強靱化に関する国の計画等の指針となるもの(＝アンブレラ計画)
- 施策分野ごとの脆弱性評価の結果に基づき、国土強靱化推進本部が案を作成

### 国土強靱化年次計画

- 基本計画のプログラムの進捗管理のための推進計画及び当該年度に取り組むべき主要施策等

指針

### 国の他の計画

(国土強靱化基本計画を基本とする)

国(政府)

調和

### 国土強靱化地域計画

- 都道府県・市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(任意)
- 国土強靱化に関する都道府県・市町村の他の計画等の指針となるもの

指針

都道府県・市町村の  
他の計画

都道府県・市町村

## 国土強靱化基本計画(平成26年6月)

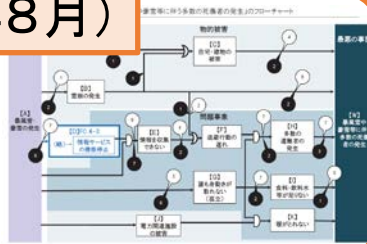
国土強靱化基本計画とは、

- ・国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきもの
- ・施策の重点化／ハード・ソフト両面で効果的に推進／「自助・共助・公助」の適切な組み合わせ／民間資金の活用
- ・地域の特性に応じた施策の推進／非常時だけではなく平時にも有効活用の工夫／PDCAサイクルの実践

策定後約5年が経過

## 1. 脆弱性評価の結果(平成30年8月)

- 平成28年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ課題(脆弱性)を評価
- フローチャートによる分析手法を導入して「最悪の事態」に至る因果関係を明確化



(フローチャート分析)

平成30年7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震等により住民の生活や経済活動に大きな影響

## 重要インフラの緊急点検(平成30年11月)

- 重要インフラの機能確保について132項目の緊急点検を実施し点検結果と対応方策を取りまとめ

## 2. 国土強靱化基本計画の見直し(平成30年12月)

### ①災害から得られた知見の反映

- ・被災者等の健康・避難生活環境の確保
- ・気候変動の影響を踏まえた治水対策
- ・エネルギーや情報通信の多様化・リスク分散

などの過去の災害から得られた知見を推進方針として追加

### ②社会情勢の変化等を踏まえた反映

- ・新技術の活用、国土強靱化のイノベーション推進
- ・地域のリーダー等の人材育成、防災教育の充実

などの社会情勢の変化等を踏まえた内容を追加

### ③災害時に重要なインフラ整備、耐震対策・老朽化対策、BCPの普及などは、引き続き推進

### ④重点化すべきプログラム等20プログラムの選定

- 15の重点化すべきプログラムを組み換え

追加例:【劣悪な避難生活環境、被災者の健康状態の悪化】  
【上水道の長期間供給停止】

- 重点化すべきプログラムと関連が強い5つのプログラムを新たに選定

### ⑤防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

- ④の重点化すべきプログラム等の推進を図るため、特に緊急に実施すべき施策について、達成目標、実施内容、事業費等を明示した3か年緊急対策を位置づけ

# 「重要インフラの緊急点検」の実施（平成30年11月）

○平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震 等により、これまで経験したことのない事象が起こり、多くの尊い人命が失われ、また、重要インフラの機能に支障を来すなど国民経済や国民生活に多大な影響が発生



平成30年7月豪雨による被災状況  
（高梁川水系小田川）



平成30年台風第21号による関  
西国際空港の被害状況

○電力や空港など国民経済・生活を支え、国民の生命を守る重要インフラが、あらゆる災害に際して、その機能を発揮できるよう、全国で132項目の点検を実施

○平成30年11月27日「重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議」において点検結果及び対応方策をとりまとめ、公表

○緊急点検等を踏まえ、2つの観点（Ⅰ・Ⅱ）から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策として、緊急対策160項目を、3年間（2018年度～2020年度）で集中実施

## Ⅰ．防災のための重要インフラ等の機能維持

（例）



氾濫被害の危険性が高い約120河川で、堤防を強化



災害拠点病院等125箇所の自家発電設備の増設等の支援



災害時における多言語音声翻訳システムの高度化

## Ⅱ．国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

（例）



航空輸送上重要な7空港等のターミナルビルの浸水対策等



土砂災害等の危険性が高い約2000箇所の道路法面・盛土対策、道路拡幅等



主要な携帯電話基地局の応急復旧のための、車載型基地局等約100台の増設

(国費、単位:億円)

|                                            | 令和2年度<br>当初予算案                  | 前年度<br>当初比 | 令和元年度<br>補正予算                  | 令和元年度<br>当初予算                   | 前年度<br>当初比 | 平成30年度<br>2次補正予算・<br>1次補正予算・<br>予備費 | 平成30年度<br>当初予算                  |
|--------------------------------------------|---------------------------------|------------|--------------------------------|---------------------------------|------------|-------------------------------------|---------------------------------|
| 国土強靱化関係予算<br>(3か年緊急対策を除く)                  | 40,574<br>(うち公共事業関係費)<br>34,535 | 1.03       | 11,513<br>(うち公共事業関係費)<br>8,300 | 39,519<br>(うち公共事業関係費)<br>34,090 | 1.05       | —                                   | 37,805<br>(うち公共事業関係費)<br>32,932 |
| 3か年緊急対策<br>(平成30年度～令和2年度<br>の総額で3兆6,785億円) | 11,408<br>(うち公共事業関係費)<br>7,902  | —          | —                              | 13,447<br>(うち公共事業関係費)<br>8,503  | —          | 11,930<br>(うち公共事業関係費)<br>7,811      | —                               |
| 国土強靱化関係予算<br>全体額                           | 51,983<br>(うち公共事業関係費)<br>42,437 | —          | 11,513<br>(うち公共事業関係費)<br>8,300 | 52,966<br>(うち公共事業関係費)<br>42,593 | —          | 11,930<br>(うち公共事業関係費)<br>7,811      | 37,805<br>(うち公共事業関係費)<br>32,932 |

注1: 計数は、整理の結果、異同を生じることがある。

注2: 国土強靱化基本計画における重点化すべきプログラム等の推進のための関係府省等の予算額を集計。

注3: 3か年緊急対策に関連する予算としては、上記の表の他、裁判所施設の強靱化対策として、令和2年度当初予算案24億円(非公共)、令和元年度予算28億円(非公共)、平成30年度2次補正予算5.2億円(非公共)がある。

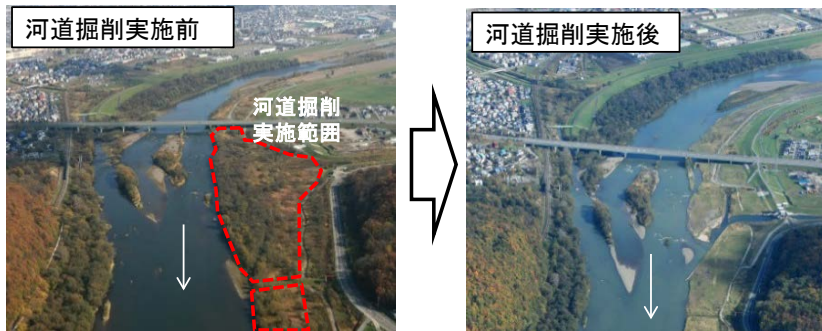
注4: 令和元年度補正予算(国土強靱化関係)としては、上記の表の他、裁判所施設に関する緊急対策20億円(非公共)があり、また、環境省分に含まれているエネルギー対策特別会計13億円を除いた一般会計の合計は、1兆1,520億円となる。

# 令和元年度補正予算(国土強靱化関係)

○昨年の台風第15号、第19号等の被害を踏まえ、水害対策を中心に国土強靱化を更に強力に進め、国民の安全・安心を確保。

## 水害対策の例

### ○河道掘削・堤防強化(氾濫発生の危険性の高い区域)



### ○内水浸水対策強化 (排水ポンプ車による排水機能の強化、雨水貯留施設の整備等)

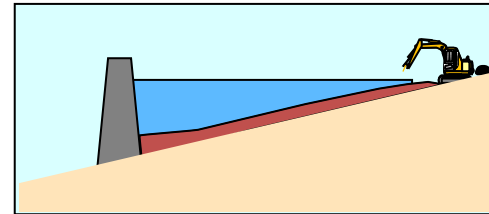
《施設の無動力化のイメージ》

《排水ポンプ車等の活用イメージ》



### ○ダムの洪水調節機能の維持・確保(堆砂掘削等)

《ダムの容量を維持・確保  
するための堆砂掘削》



《土砂流入対策》



### ○農業水利施設、ため池、治山施設、森林等の強靱化 (再度災害の防止、氾濫河川上流域等)

#### ●洪水被害防止対策



#### ●耐水対策の整備



#### ●治山対策

河川への土砂・流木の流入



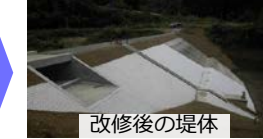
流木や土砂の河川への流入を防止するため、荒廃山地等の復旧・予防対策を実施

#### ●森林整備



洪水緩和機能など水土保持機能を強化するための緊急的な間伐等を実施

#### ●ため池の整備



#### ●老朽化対策



#### ●安全施設の整備



## <目次>

1. 国土強靱化とは ～その意義～
2. 国土強靱化に関する制度・予算の概要
3. **多様な取組による国土強靱化**
4. 自治体の取組(国土強靱化地域計画)

## ○津波てんでんこ（津波からの避難行動）

岩手県釜石市では、「津波てんでんこ」とよばれる自分の命を守ることの重要性を伝える防災教育や、「想定を信じるな」「最善を尽くせ」「率先避難者たれ」という「津波避難の3原則」の普及に努めてきた。東日本大震災では、この教えを実践した小中学生のほとんどが助かるとともに、一緒に避難した地域の人々の命も救われた。



隣接する鶴住居小学校との合同避難訓練（釜石東中学校 提供）

（出典：内閣府（防災担当）資料）

## ○稲むらの火

安政南海地震(1854年)の時、紀伊国広村（現 和歌山県有田郡広川村）の郷土**濱口梧陵**（ヤマサ醤油七代目濱口儀兵衛）が、暗闇のなかで逃げ遅れていた村人を、自分の「**稲むら**」（**稲藁の山**）に火を放って高台に導いた。

また、濱口梧陵は、被災後も将来再び同様の災害が起こることを慮り、「**住民百世の安堵を図る**」ため、**私財を投じて防潮堤を築造**した。これにより広川町の中心部では、昭和の東南海地震・南海地震（1944年）による津波に際して被害を免れた。



## 概要

災害に強くしなやかで将来に明るい希望を持てる日本であるために、平時より、防災や減災など、様々な分野で活動されている方々が活動交流する場

## 活動

### 民間の活動

- レジリ学園【オンライン】（Facebookを活用した交流の場）
  - ・フェイスブック公開グループのホームページによる防災・減災に興味・関心がある方々の情報交換・交流など
- レジリナイト【オフライン】（顔の見える交流の場）
  - ・月1回程度、国土強靱化推進室が場を提供し、関係者間の情報交換・交流



活動の創造・コラボ・触発を促す

### 国主催の活動

- 国土強靱化ワークショップ
  - ・自主的な活動を創造する、または既に活動しているコミュニティのコラボや触発を促す対話型WSを実施。
  - ・多様なテーマとレジリエンスを掛け合わせ、有事だけではなく平時にも生きる価値を生み出す。

【令和元年度 開催実績】

第1回東京(9/28)、第2回札幌(10/5)、第3回東京(10/26)、第4回神戸(11/16)、第5回広島(12/14)、第6回東京(2/15)



## 【国土強靱化推進室の取組の概要】

### ➤『すそ野の広いBCP普及のためのノウハウ集』（第2版）

#### （2019年5月）の公表

民間事業者による事業継続の取組に必要となるBCPの策定や運用に関する知見をとりまとめたノウハウ集の普及により、**中小企業のBCP策定の促進**を図る。  
（第2版は、BCP策定後、継続的な改善に取り組んだケーススタディを大幅に充実）

### ➤『民間の取組事例集』（2019年4月）の公表

民間事業者の取組の事例を広く収集し、**先導的事例**を広く展開することで、自主的な取組の促進を図る。

### ➤『国土強靱化に資する民間の取組促進施策集』

#### （2019年4月）の公表

国土強靱化に関して、各府省庁や都道府県が講じている代表的な施策について、施策分野やニーズごとにとりまとめ、紹介することで、民間主体による国土強靱化の取組の促進を図る。



## <民間事業者に期待すること>

### 自分を守る！

- ・BCP策定など事業継続の取組（自助）

### 顧客を守る！

- ・ビジネスとして防災に関する優れた商品・サービスを提供

### 地域を守る！

- ・普及啓発・人材育成や自治体との支援協定の締結など社会貢献としての取組（共助）

# 「民間の取組事例集」の具体事例（抜粋）

## 自分を守る！

### AIアナウンサーによる災害報道

No.010 NPO法人エフエム和歌山（和歌山県）

#### ■取組の概要

災害発生時、平成29年に開発した人工知能（AI）アナウンサーを活用し、災害情報を絶え間なく提供。

#### ■取組の特徴

28の国と地域の言語へ自動翻訳し、再生することができる。

PCとインターネット環境があれば、どこからでもニュース原稿を作成することにより、放送ができる。

#### ■取組の平時における利活用の状況

日ごろよりニュースや天気予報、音楽番組の全自動放送に活用。

システムをクラウド化し、約20局で使用されている。



AIアナウンサーの自動翻訳原稿

## 顧客を守る！

### 西日本豪雨災害現場におけるロボットスーツを活用した災害支援

No.024 CYBERDYNE株式会社（岡山県・広島県）

#### ■取組の概要

平成30年に発生した西日本豪雨災害において同社製品を活用した災害支援を行った。

#### ■取組の特徴

重機の入れない場所での人手による重量物の撤去時など、ロボットスーツは、作業者の腰部の負担を低減させる。岡山県高梁市の現場では、災害復興ボランティア十数人にロボットスーツが貸与され、同社の社員と共に3日間に渡り復旧作業をサポート。

#### ■取組の平時における利活用の状況

医療・介護現場や物流倉庫など重量作業のある環境で働く人の腰部にかかる負担の低減のために活用されている。



災害現場でロボットスーツを装着して土砂を運び出す  
（H30年7月15日 岡山県倉敷市真備町＝時事通信）

## 地域を守る！

### 全国の工務店が地域の災害拠点に「地域防災ステーションプロジェクト」

No.035 日本木造住宅耐震補強事業者協同組合

#### ■取組の概要

全国の工務店（約1,300社）が災害時の手助けや情報伝達のハブ等を行う地域の防災拠点となる「地域防災ステーション」プロジェクトを展開。

#### ■取組の特徴

工務店が“助けられる側”ではなく“助ける側”となるよう備蓄に努めるなど自社の防災意識を高めると共に、地域への防災情報発信も行い地域全体の防災力の向上を図る取組。

#### ■取組の平時における利活用の状況

会員企業が防災情報誌「まもりとそなえ」を地域住民へ継続的に配布することで、地域での認知度を向上させることができ、地域住民から住生活に関する相談をされるようになっている。



「地域防災ステーション」に推奨されるパッケージ

国土の強靱化実現のためには、企業・団体等を含めた社会全体のレジリエンス強化が必要。このため、事業継続(BCPの策定と運用)に積極的に取り組んでいる企業等を「国土強靱化貢献団体」として第三者が認証する仕組みを平成28年度に創設。

## 認証制度の仕組み

- ◆内閣官房が国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドラインを発出。
- ◆ガイドラインに記載の要件を満たすことが確認された民間の認証組織(実施機関)がガイドラインに基づく認証を実施。
- ◆国土強靱化貢献団体認証の取得要件：
  - ①事業継続の方針策定、②同分析・検討の実施、③同戦略・対策の検討と実施、④具体の計画策定、⑤見直し・改善の仕組み、⑥事前対策の実施、⑦教育・訓練の実施、⑧担当者の経験と知識⑨重大な法令違反がない。
- ◆認証を取得した団体は、レジリエンス・マークを広告・名刺等に付け、PRできる。また、官民の一部の金融機関等で優遇。
- ◆「国土強靱化貢献団体」のうち社会貢献に積極的に取り組んでいる企業等を「国土強靱化貢献団体(＋共助)」とする仕組みを新設(平成30年7月)



認証組織((一社)レジリエンスジャパン推進協議会)が策定した「レジリエンス・マーク」

累積認証団体:177団体(うち＋共助73団体) (令和2年2月1日現在)

## <目次>

1. 国土強韌化とは ～その意義～
2. 国土強韌化に関する制度・予算の概要
3. 多様な取組による国土強韌化
4. 自治体の取組(国土強韌化地域計画)



# 国土強靱化地域計画の市区町村策定率マップ【策定済】

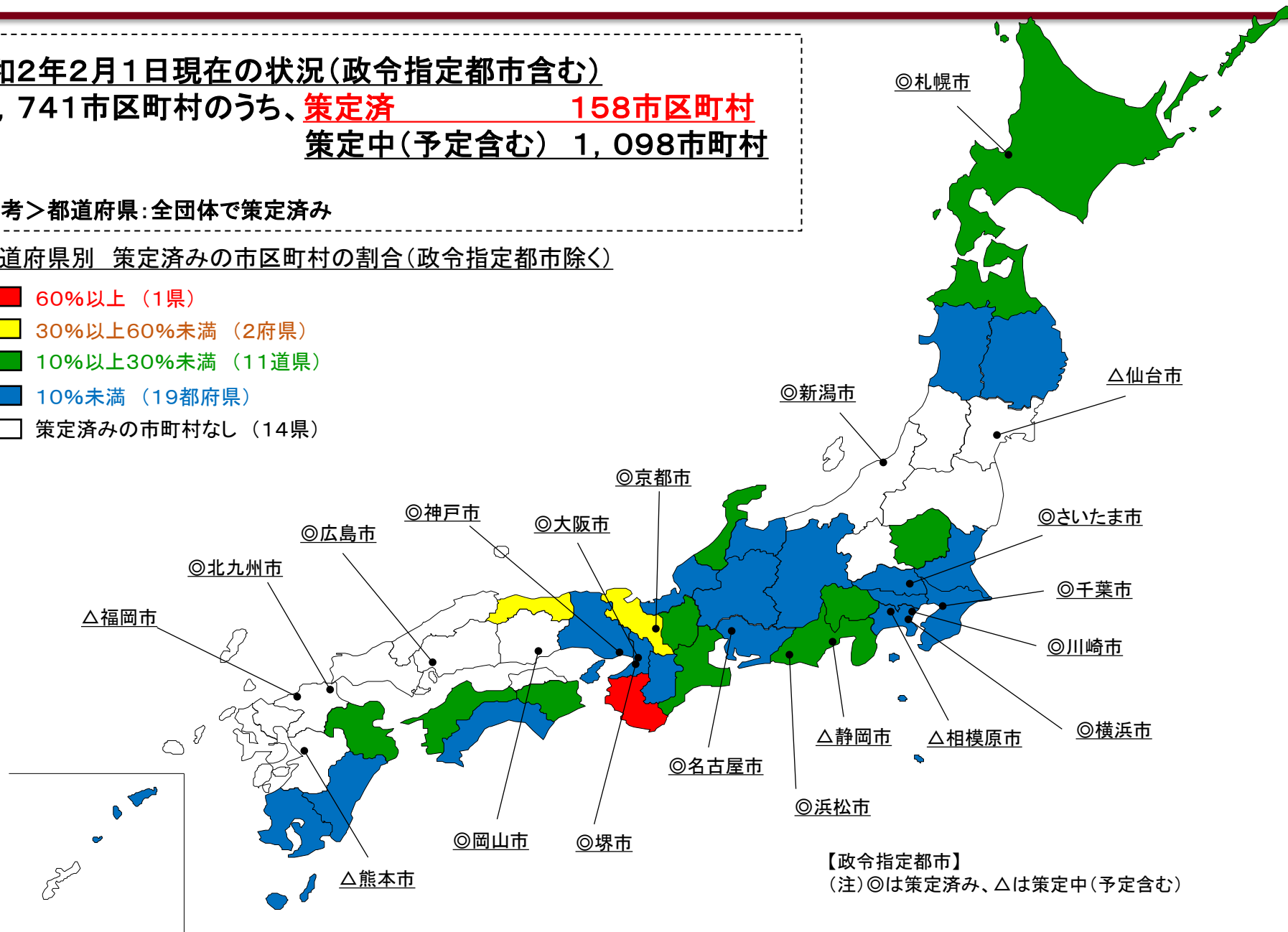
令和2年2月1日現在の状況(政令指定都市含む)

1,741市区町村のうち、**策定済 158市区町村**  
策定中(予定含む) 1,098市区町村

<参考> 都道府県: 全団体で策定済み

都道府県別 策定済みの市区町村の割合(政令指定都市除く)

- 60%以上 (1県)
- 30%以上60%未満 (2府県)
- 10%以上30%未満 (11道県)
- 10%未満 (19都府県)
- 策定済みの市町村なし (14県)



# 地域計画の市区町村策定率マップ【策定済・策定中(予定含む)】

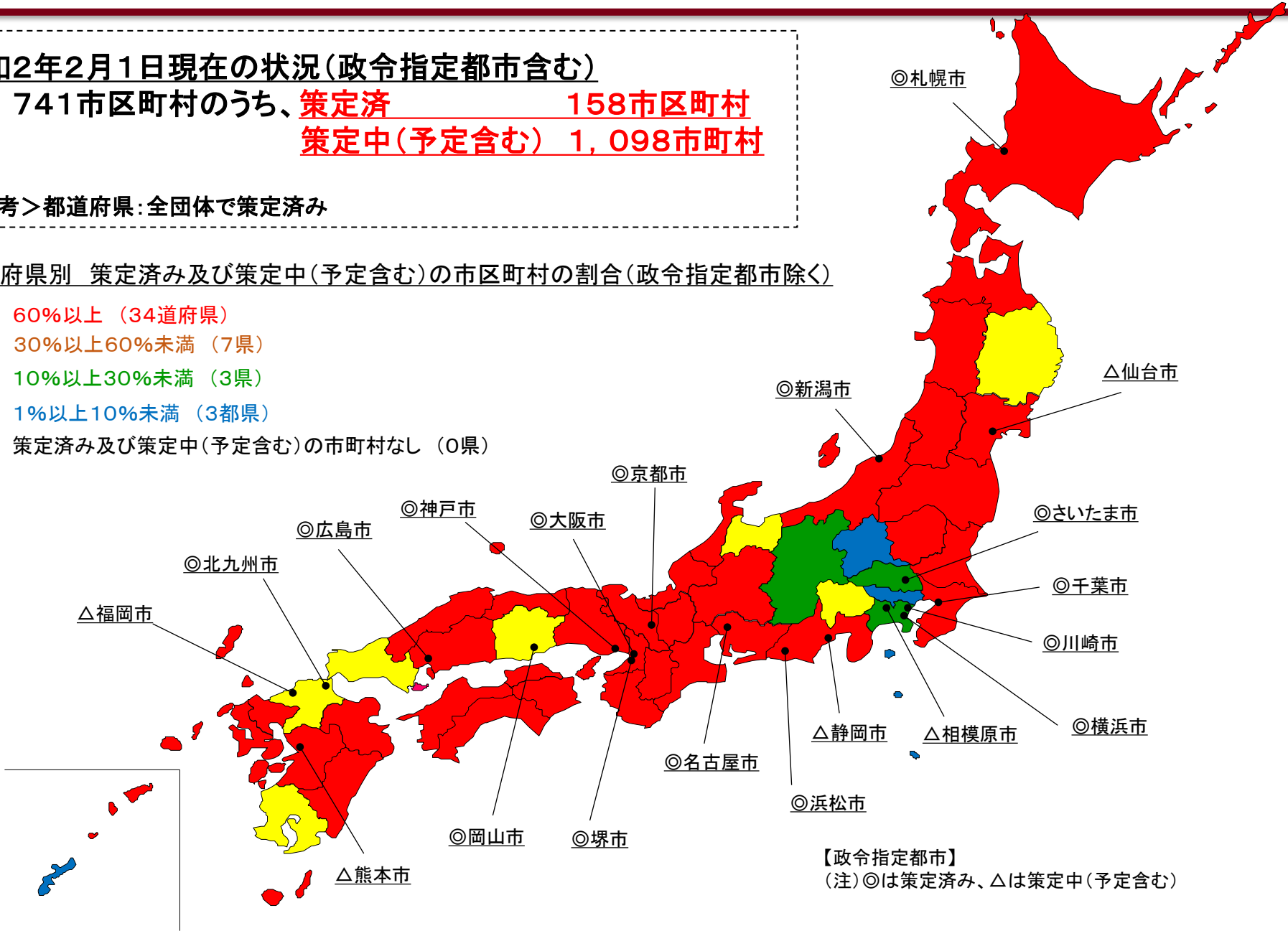
令和2年2月1日現在の状況(政令指定都市含む)

1,741市区町村のうち、**策定済 158市区町村**  
**策定中(予定含む) 1,098市区町村**

<参考> 都道府県: 全団体に策定済み

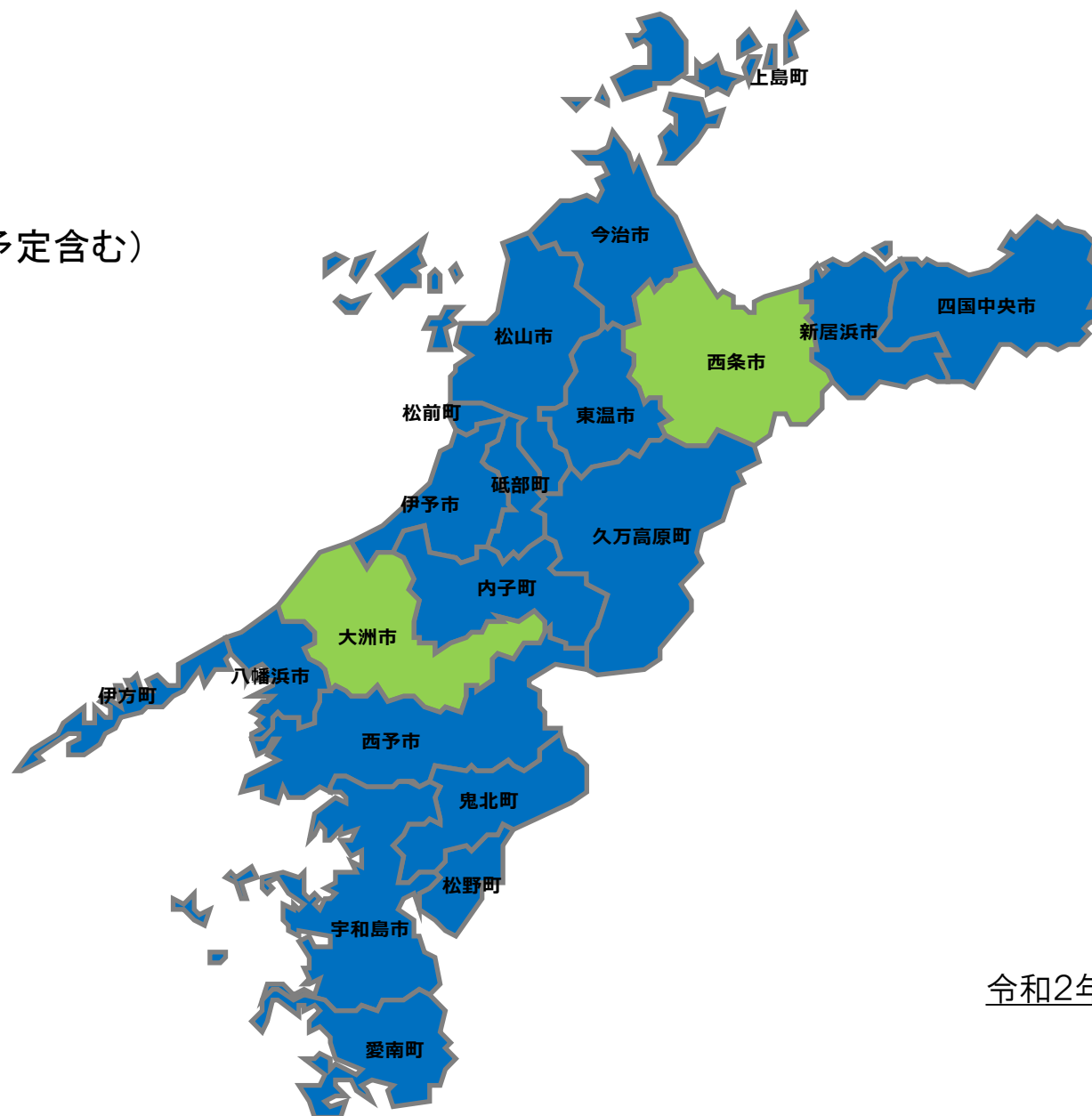
都道府県別 策定済み及び策定中(予定含む)の市区町村の割合(政令指定都市除く)

- 60%以上 (34道府県)
- 30%以上60%未満 (7県)
- 10%以上30%未満 (3県)
- 1%以上10%未満 (3都県)
- 策定済み及び策定中(予定含む)の市町村なし (0県)



# 国土強靱化地域計画の策定状況(愛媛県)

-  策定済み
-  策定中(予定含む)



令和2年2月1日現在

## 1 地域のリスクを認識し、強靱な地域づくり(地域の健康診断)

- 地域の災害リスクと現行の対策を評価(脆弱性評価)し、事前に必要な対策を講じることで、実際に災害が起ころうとしても、被害を小さくでき、迅速に復興

## 2 施策(事業)スムーズな進捗

- 法定計画を策定し、施策(事業)の優先順位を「対外的」に明らかにすることで、国土強靱化に係る新規・既存の各種の施策(事業)がより効果的かつスムーズに進捗  
←関係府省庁所管の交付金・補助金による支援も
- 部局横断的な取組や進捗管理による、庁内意識の共有、推進力の出現

## 3 地域の持続的な成長、地方創生

- 災害への対応力の向上による地域への安心・安全感の向上によって、地域の持続的な成長へ。  
地域の信頼向上は投資の呼び込みにも寄与。



○市町村における国土強靱化地域計画の策定促進のため、国においては、以下のような支援を実施。

## 【地域計画の策定に向けた支援】

- 首長も対象とした**出前講座等**の積極的な実施（令和元年度 累計65回（R2.2.1現在））
- 自治体の**総合計画との同時策定・一体策定**の事例紹介（春日部市）
- 複数市町村による合同策定**の事例紹介  
（鳥取県西部7町村、青森県八戸圏域8市町村）
- 都道府県への働きかけ・意見交換の実施
- 国土強靱化地域計画策定ガイドライン**の継続的な改定

## 【地域計画に基づき実施される取組の支援】

- 令和元年度は、地域計画に基づき実施される取組に対し、関係府省庁所管の34の交付金・補助金において、交付の判断にあたり、一定程度配慮の支援を実施
- 令和2年度は、地域計画に基づき実施される取組等に対し、**関係府省庁所管の46の交付金・補助金**において、「一定程度配慮」に加え、**予算配分、採択において、重点配分、優先採択等**の支援を実施

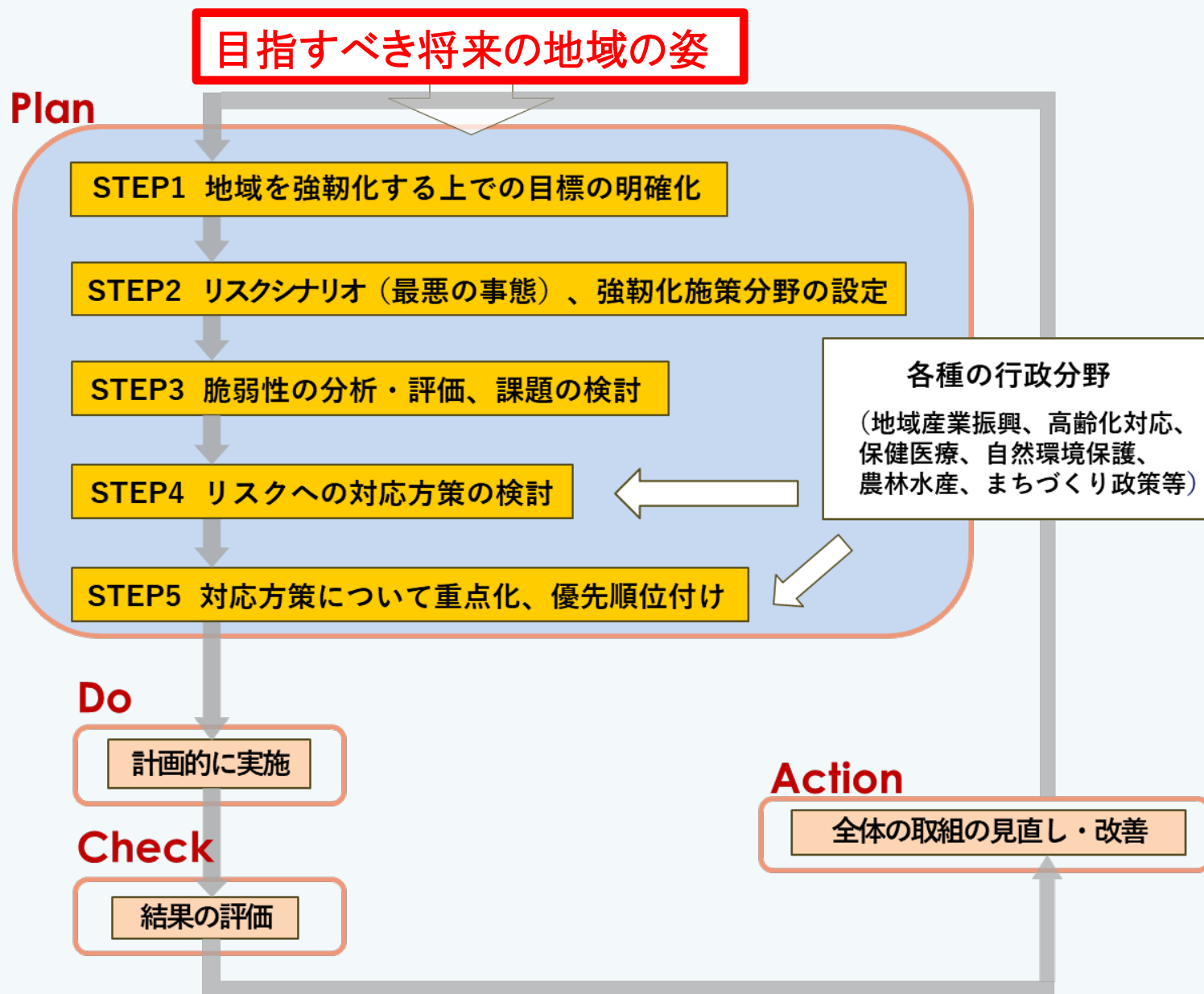
国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第6版)  
資料編

国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第6版)  
策定・改訂編

国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第6版)  
基本編

令和元年6月  
内閣官房国土強靱化推進室

- (1) 市町村策定への都道府県の積極的な支援が行われるよう、
  - ・都道府県による**支援の必要性を明記**
  - ・**策定段階に応じた支援例**や都道府県における**支援の取組事例**を掲載  
＜②策定・改訂編p59、60、62、63ほか＞
- (2) 地域計画策定済団体の事例等により得られた**知見を充実**
  - ・複数市町村による合同策定の取組事例(策定の経緯等)  
＜①基本編p31＞
  - ・総合計画との一体策定の取組事例(施策とリスクシナリオの関連性の整理手法)  
＜①基本編p35＞
  - ・地域計画の不断の見直しの取組事例(見直しの実施内容)  
＜②策定・改訂編p55＞
  - ・地域計画策定の効果の事例(予算関係)  
＜①基本編p26、27＞
  - ・他の計画との関係の追記(他の分野別計画との関係)  
＜①基本編p42＞
- (3) より充実した地域計画とするため、**地域計画に個別の事業を記載する場合の**、自団体だけでなく国や他の地方公共団体等の個別の事業についての**記載イメージを追加** ＜②策定・改訂編p22、23＞
- (4) 国土強靱化基本計画(平成30年12月14日閣議決定)の**見直し内容を反映**  
＜①基本編p8、9ほか＞



## 【基本目標】

国土強靱化基本計画(H30.12.14閣議決定)の4つの基本目標に即して設定

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

## 【事前に備えるべき目標】

国土強靱化基本計画の8つの備えるべき目標に即して設定

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 【想定するリスク】

- ・大規模自然災害
- ・地域の特性に応じた自然災害

※ 過去の災害にとらわれずに想定を行うことが重要。  
※ 最も切迫している災害を先行、その他はおって 拡充する等、段階的な策定も可。



### 【リスクシナリオ】

- ・想定リスク、地域特性、都道府県地域計画等を踏まえ、**基本計画の45のリスクシナリオを参考に、「起きてはならない最悪の事態」を設定。**

### 【施策分野】

- ・**リスクシナリオを回避するために必要な施策を念頭**に置きつつ、基本計画の施策分野(12の個別施策分野と5の横断的分野)や自団体の総合計画等の施策分野を参考に、施策分野を設定。

#### 地方公共団体の取組例

##### ○地域独自のリスクシナリオ

〔静岡県掛川市〕 企業・住民の流出等による地域活力の低下

##### ○地域独自の施策分野 〔高知県高知市〕 教育・保育

# 45の起きてはならない最悪の事態(基本計画見直し後)

| 事前に備えるべき目標(カテゴリー)                                 |                                                    |
|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 起きてはならない最悪の事態                                     |                                                    |
| 1. 直接死を最大限防ぐ。                                     |                                                    |
| 1-1                                               | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生   |
| 1-2                                               | 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生             |
| 1-3                                               | 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生                           |
| 1-4                                               | 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生                   |
| 1-5                                               | 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生                   |
| 1-6                                               | 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生                                |
| 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。 |                                                    |
| 2-1                                               | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止             |
| 2-2                                               | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生                               |
| 2-3                                               | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足                 |
| 2-4                                               | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱                               |
| 2-5                                               | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺   |
| 2-6                                               | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生                               |
| 2-7                                               | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生          |
| 3. 必要不可欠な行政機能は確保する。                               |                                                    |
| 3-1                                               | 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱                 |
| 3-2                                               | 首都圏等での中央官庁機能の機能不全                                  |
| 3-3                                               | 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                        |
| 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する                       |                                                    |
| 4-1                                               | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止                          |
| 4-2                                               | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態                 |
| 4-3                                               | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| 5. 経済活動を機能不全に陥らせない。                               |                                                    |
| 5-1                                               | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下                 |
| 5-2                                               | エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響            |
| 5-3                                               | コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等                           |
| 5-4                                               | 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響                           |

※ は、新たに設定      は、内容を組替  
 は、重点プログラム      は、重点プログラムと関連が強いプログラム

| 事前に備えるべき目標(カテゴリー)                                     |                                                                           |
|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 起きてはならない最悪の事態                                         |                                                                           |
| 5                                                     | 5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響                 |
|                                                       | 5-6 複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響                                             |
|                                                       | 5-7 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響                                    |
|                                                       | 5-8 食料等の安定供給の停滞                                                           |
|                                                       | 5-9 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響                                         |
| 6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。 |                                                                           |
| 6-1                                                   | 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止                |
| 6-2                                                   | 上水道等の長期間にわたる供給停止                                                          |
| 6-3                                                   | 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止                                                       |
| 6-4                                                   | 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止                                 |
| 6-5                                                   | 防災インフラの長期間にわたる機能不全                                                        |
| 7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。                             |                                                                           |
| 7-1                                                   | 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生                                             |
| 7-2                                                   | 海上・臨海部の広域複合災害の発生                                                          |
| 7-3                                                   | 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺                                     |
| 7-4                                                   | ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生                      |
| 7-5                                                   | 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃                                                     |
| 7-6                                                   | 農地・森林等の被害による国土の荒廃                                                         |
| 8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。                   |                                                                           |
| 8-1                                                   | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態                                          |
| 8-2                                                   | 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 |
| 8-3                                                   | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態                                  |
| 8-4                                                   | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失                             |
| 8-5                                                   | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態                                  |
| 8-6                                                   | 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響                            |

○脆弱性評価は「**地域の健康診断**」

○脆弱性の分析・評価にあたっては、縦軸にSTEP 2 で設定したリスクシナリオ、横軸にSTEP 2 で設定した個別施策分野を配置した**マトリクスを作成**

※ 縦横軸の交差する各枠に施策（事業）を記載。

※ 記載する施策は、例えば**自団体の総合計画、地域防災計画や個別施策分野ごとの計画から施策（事業）を抽出**等。

○マトリクスの作成により、個々のリスクシナリオに対するすべての施策（事業）を**見える化**できるため、

- ・ **施策（事業）に漏れはないか**
- ・ **関連する施策（事業）の進捗状況に齟齬をきたしていないか**

等の確認に極めて有効な手法

# STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

## 個別施策分野

【イメージ】

目標・リスクシナリオ

|         |                             | 地域経営分野                   | 地域・社会福祉分野        | 産業・雇用分野        | 教育・文化分野          | 都市・交通基盤分野       | 老朽化対策    |
|---------|-----------------------------|--------------------------|------------------|----------------|------------------|-----------------|----------|
| 1. .... | 〇〇〇〇...                     |                          |                  |                |                  |                 |          |
|         | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大 | 避難基                      | 「防災教育」が明記されていない！ | ブロードバンド利用環境整備  | 教育活動の充実          | 施策が全くないリスク！     |          |
|         | × × × × ...                 |                          |                  |                |                  |                 |          |
| 5. .... | サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺      | 物流機能の維持・確保               |                  |                | 人材育成を通じた産業の体質強化  | 漁港施設の耐震・耐津波強化対策 | 施設の維持の策定 |
|         | △△△△...                     |                          |                  |                | 民間企業のBCP策定が必要では？ |                 |          |
| 6. .... | 地域交通ネットワークの市内各地での分断         | 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築 |                  | 道路施設の維持管理計画の策定 | 道路整備は防災の観点も必要では？ | 快適な道路環境の確保      |          |
|         | □□□□...                     |                          |                  |                |                  |                 |          |
|         | ◆◆◆◆...                     |                          |                  |                |                  |                 |          |

○脆弱性評価の結果に基づき、各リスクへの対応方策を検討・整理

※ 個別施策分野に対応方策を整理することもある。

○地域を特定した個別の事業の記載も検討

※ この場合、自団体だけでなく国や他の地方公共団体等に係る個別の事業についても記載。

○対応方策の検討に当たっては、

- ・ 地域産業の振興や高齢化対策、自然環境の保護等、強靱化の推進以外の行政分野も十分に勘案
- ・ 他の主体（国・県・民間事業者・住民）との役割分担を整理、関係者間で十分に対話・相談

○対応方策として整理するに当たっては、取組主体（国・県・市町村、部局名等）を明記する等、対外的に取組主体が分かる工夫を

# STEP4 リスクへの対応方策の検討

【イメージ】

## 個別施策分野

|            |       | 地域経営分野                                 | 地域・社会福祉分野                | 産業・雇用分野        | 教育・文化分野            | 都市・交通基盤分野       | 老朽化対策 | 評価     | 対応方策    |
|------------|-------|----------------------------------------|--------------------------|----------------|--------------------|-----------------|-------|--------|---------|
| 目標・リスクシナリオ | 1.・・・ | 〇〇〇〇・・・<br>情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大 | 避難勧告等発令基準の策定             | ブロードバンド利用環境整備  | 教育活動の充実<br>防災教育の推進 |                 |       | 脆弱性の評価 | 対応方策の検討 |
|            |       | ××××・・・                                |                          |                |                    |                 |       |        |         |
|            | 5.・・・ | サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺                 | 物流機能の維持・確保               |                | 人材育成を通じた産業活性化      | 漁港施設の耐震・耐風対策    |       |        |         |
|            |       | △△△△・・・                                |                          |                |                    |                 |       |        |         |
|            | 6.・・・ | 地域交通ネットワークの市内各地での分断                    | 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築 | 道路施設の維持管理計画の策定 |                    | 災害に備えた道路交通環境の整備 |       |        |         |
|            |       | □□□□・・・                                |                          |                |                    |                 |       |        |         |
|            |       | ◆◆◆◆・・・                                |                          |                |                    |                 |       |        |         |
| 評価         |       | 個別施策分野ごとの評価                            |                          |                |                    |                 |       |        |         |

新たな施策を検討

追加の施策を検討

対応方策の検討

脆弱性の評価

○各リスクの**影響の大きさ・重要性・緊急度等を考慮**して、  
プログラム(または施策)を重点化・優先順位付け

## 地方公共団体の取組例

〔高知県高知市〕 高知県全域を対象に地域特性や被害想定を勘案して、県市で**28のリスクシナリオ**に絞り込み。さらに「影響の大きさ」、「市の役割の大きさ」、「他のリスクシナリオの回避や被害軽減への寄与度」の視点から優先度を総合的に判断し、有識者の意見を踏まえて**15の重点化プログラム**を選定。

〔千葉県旭市〕 「市の役割の大きさ」、「影響の大きさ」、「緊急度」の観点から、28のプログラムのうち**10の重点化プログラム**を選定。

〔北海道札幌市〕 **個別事業の中長期事業費を資料として添付。**

# 予算の「重点化」「要件化」「見える化」(イメージ)

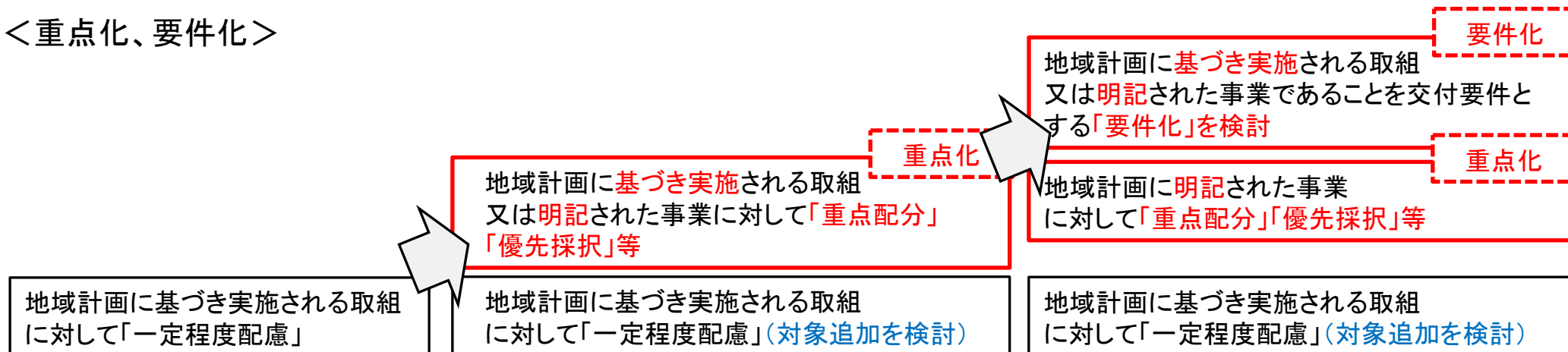
地方公共団体等が実施する国土強靱化関係の補助金・交付金事業に対して、国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等により、地域計画の策定、地域の国土強靱化の取組を一層促進

【令和元年度】

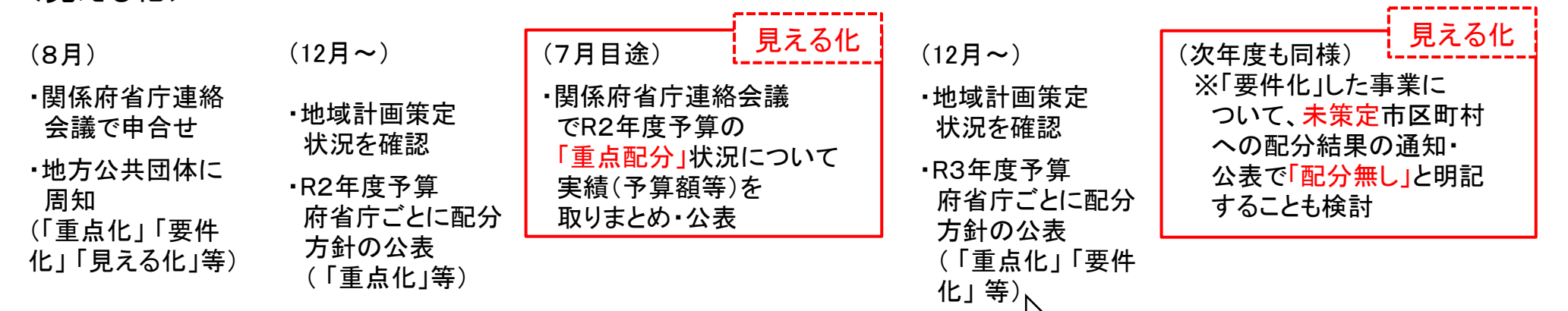
【令和2年度】

【令和3年度(想定)】

## <重点化、要件化>



## <見える化>



国土強靱化推進室、都道府県による地域計画の早期策定支援

(8/2関係府省庁連絡会議資料より)

# 国土強靱化地域計画の事業に対する支援

## 対象となる交付金・補助金

## 計 9府省庁 46の交付金・補助金

### <重点化> 27交付金・補助金

【内閣府】地方創生整備推進交付金

【警察庁】都道府県警察施設整備費補助金(警察施設整備関係)、特定交通安全施設等整備事業に係る補助金

【総務省】放送ネットワーク整備支援事業費補助金、無線システム普及支援事業費等補助金(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)、無線システム普及支援事業費等補助金(民放ラジオ難聴解消支援事業)、無線システム普及支援事業費等補助金(公衆無線LAN環境整備支援事業)、ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業、消防防災施設整備費補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金

【文科省】学校施設環境改善交付金

【厚労省】社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金

【農水省】**農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業**、農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、**鳥獣被害防止総合対策交付金**、治山事業、林業・木材産業成長産業化促進対策、水産基盤整備事業、浜の活力再生・成長促進交付金、農山漁村地域整備交付金、海岸事業(漁港海岸)

【国交省】防災・安全交付金、**社会資本整備総合交付金のうち道路事業**

### <一定程度配慮> 19交付金・補助金

【厚労省】**地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金、地方改善施設整備費補助金**

【農水省】森林・山村多面的機能発揮対策交付金

【経産省】災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金、災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費、離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業費(過疎地等における石油製品の流通体制整備事業)、次世代燃料供給体制構築支援事業費(SS過疎地対策計画策定支援事業)

【国交省】**住宅市街地総合整備促進事業費補助<①密集市街地総合防災事業、②空き家対策総合支援事業、③災害時拠点強靱化緊急促進事業>、都市安全確保促進事業費補助金、特定洪水対策等推進事業費補助、特定土砂災害対策推進事業費補助、海岸保全施設整備連携事業、大規模海岸保全施設改良事業、道路事業費補助、港湾の防災力向上推進事業、下水道防災事業費補助**

【環境省】循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業)

※ 赤字は令和2年度から追加、青字は令和2年度から対象施設等の拡充措置等が行われる交付金・補助金